

# 行政行為の意義・種類(1)

(百選「I-63」～「I-66」)

## 問題 001

毒物及び劇物取締法それ自体は、毒物及び劇物がどのような目的でどのような用途の製品に使われるかについては、特定毒物の場合のほかは、直接規制の対象とせず、他の個々の法律がそれぞれの目的に応じて個別的に取り上げて規制するのにゆだねている趣旨であると解するのが相当である。

**001 解答**：妥当である。(I-63)

## 問題 002

ストロングライフ(携帯用噴霧器)がその用途に従って使用されることにより人体に対する危害が生ずるおそれがあることをもってその輸入業の登録の拒否事由とすることは、毒物及び劇物取締法の趣旨に適合するものと解するを相当とする。

**002 解答**：誤り

毒物及び劇物の輸入業等の登録の許否を専ら設備に関する基準に適合するか否かにかからしめている同法の趣旨に反し、許されないものとした。(I-63)

### 問題 003

ストロングライフ(携帯用噴霧器)のブロムアセトンを収納するカートリッジは、毒物及び劇物取締法5条にいう設備にあたりと解することができる。

#### 003 解答：誤り

「設備」にあたりと解することはできないとした。  
( I - 6 3 )

### 問題 004

源泉徴収による所得税の税額は、更正または決定のごとき課税処分たる性質を有する納税の告知により確定されるものである。

#### 004 解答：誤り

納税の告知は、更正または決定のごとき課税処分たる性質を有せず、源泉徴収による所得税額も、納税の告知により確定されるものではないとした。( I - 6 4 )

## 問題 005

納税の告知は、納税者たる支払者に対してのみなされるにかかわらず、これにより支払者の納税義務の範囲が公定力をもって確定されるものとするれば、同時に、しかも受給者不知の間に、その源泉納税義務の範囲が公定力をもって確定されることとなるのであるが、かかる結果は、どうてい法の予定するところとは解しえない。

**005 解答**：妥当である。( I - 6 4 )

## 問題 006

支払者は、抗告訴訟をなしうるものと解すべきであり、納税の告知の前提となる納税義務の存否または範囲を争って、納税の告知の違法を主張することができるものと解される。

**006 解答**：妥当である。( I - 6 4 )

## 問題 007

住民票作成の申出に対する応答について、当該応答は法令に根拠のない事実上の応答にすぎず、住民の権利義務ないし法律上の地位に直接影響を及ぼすものではないから、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当しない。

**007 解答**：妥当である。( I - 6 5 )

### 問題 008

市区町村長は、父又は母の戸籍に入る子について出生届が提出されない結果、住民票の記載もされていない場合、原則職権調査による方法で住民票の記載をしなければならない。

**008 解答**：誤り

原則として、出生届の届出義務者にその提出を促し、戸籍の記載に基づき住民票の記載をすれば足りるとした。

( I - 6 5 )

### 問題 009

市区町村長は、職権を行使して住民票を調整したとしても、法の趣旨に反する措置とはいえない場合もある。

**009 解答**：妥当である。( I - 6 5 )

## 問題 010

道路法に基づく道路の開設について、当初適法に供用開始行為がなされ、道路として使用が開始された以上、当該道路敷地については公物たる道路の構成部分として道路法所定の制限がくわえられることとなる。

**010 解答**：妥当である。( I - 6 6 )

## 問題 011

道路法所定の制限は、当該道路敷地が公の用に供せられた結果発生するものであって、道路敷地使用の権原に基づくものではない。

**011 解答**：妥当である。( I - 6 6 )

## 問題 012

道路管理者が対抗要件を欠くため、当該道路敷地の使用権原をもって後に当該敷地の所有権を取得した第三者に対抗しえないこととなった場合は、道路法所定の制限は消滅する。

**012 解答**：誤り  
消滅しないものとした。( I - 6 6 )

### 問題 013

道路法所定の制限がなされている道路敷地の所有権を取得した第三者は、制限の加わった状態における土地所有権を取得するにすぎず、道路管理者に対し、当該土地についてその使用収益権の行使が妨げられていることを理由として、損害賠償を求めることはできない。

**013 解答**：妥当である。( I - 6 6 )

### 問題 014

道路法所定の制限がなされている道路敷地の所有権を取得した第三者は、損失補償を請求することができる。

**014 解答**：誤り

損失を蒙ったものといえず、損失補償の請求はできないとした。( I - 6 6 )